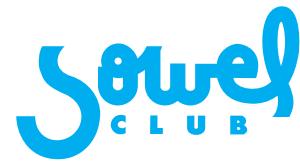


社会福祉事業経営者の皆様へ



非常勤職員を対象とした 福利厚生サービスコースのご案内

日頃から、ソウェルクラブをお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

おかげさまで、社会福祉の職場で働く多くの皆様にご利用をいただいております。

さてこの度、ソウェルクラブでは、非常勤職員を対象とした掛金5,000円のサービスコースを創設することといたしましたのでご案内申し上げます。

ご承知のように、現在、社会福祉施設で働く職員の約4分の1が非常勤であることや、求人数の約2分の1が非常勤雇用であること等からみますと、福祉の事業運営において、今や非常勤職員は欠かせない存在となっております。

このような状況下、非常勤職員の福利厚生充実の見地から、非常勤職員向けに設計されたサービスコースがあれば加入しやすいとのご意見等が寄せられました。

当クラブといたしましても、これらの方々に焦点を当てた対応が必要と考え、今般のサービスコースを創設した次第です。

この非常勤職員を対象とした福利厚生サービスコースが、非常勤職員の方々の福利厚生の向上にお役に立てれば幸いです。

どうかご加入につきましてご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成25年9月

社会福祉法人福利厚生センター

1. 制度の説明

現行のコースは、会員1人当たり年間10,000円(1カ月当たり833円)の掛金をいただき、健康支援、生活支援、余暇支援といった福利厚生サービスを提供しております。

会員の対象は、社会福祉事業を経営する法人の役職員です。原則常勤職員ですが、非常勤職員でも会員となることができます。(この仕組みに何ら変更はありませんので、こちらをご希望のところは、今までどおりご活用ください)

今般、新たに創設したサービスコースは、以下のとおりとなります。

対象

常勤職員以外の非常勤職員のみが加入対象となります。

常勤職員とは、当該事業所が定める就業規則に沿ってフルタイムで勤務する者(いわゆる正職員)です。この者以外を新コースの加入対象とお考えください。

掛金

会員1人当たりの掛金は、年間5,000円(1カ月当たり416円)となります。

サービス内容

福利厚生サービスとしては、当センターが行う健康生活用品の給付や電話健康相談といった健康支援、ローン・保険などの生活支援、会員制リゾート施設利用などの余暇支援に関するサービスが利用できます。

また、都道府県事務局が提供する会員交流事業や地域開発メニューが利用でき、さらには全国各地の多彩なメニューが割安で利用できるソウェルクラブ“クラブオフ”も利用できます。

サービスの実施時期

このサービスコースは、平成25年11月1日から実施いたします。

ただし、平成25年11月1日から平成26年3月31日までの間は、暫定契約として取扱い、①健康生活用品の給付、②資格取得記念品の贈呈、③会員交流事業の3事業は利用できませんが、その他のサービスは掛金無料で利用できます。

区分	事業種類
健康支援事業	● 生活習慣病予防健診費用助成 ● 健康生活用品の給付 …… ① ● こころとからだの電話健康相談 ● スポーツクラブの利用
生活支援事業	結婚・出産・入学のお祝い 弔慰金・見舞金の給付 永年勤続記念品の贈呈 ● 特別資金・特別提携住宅ローン ● ソウェル損害保険 <small>※ソウェル保険で、生命保険は対象外となります</small> ● 住まいのサービス ● カーライフ ● 結婚式場・結婚サービス ● 葬祭サービス ● ショッピング
啓発支援事業	海外研修・各種講習会 ● 資格取得記念品の贈呈 …… ②
余暇支援事業	クラブ・サークル活動助成 指定保養所利用助成 <small>※指定保養所利用助成は対象外ですが、保養所の利用そのものは可能です。</small> ● 会員制リゾート施設利用 ● 全国提携宿泊施設利用 ● 国内・海外旅行商品の購入 ● レンタカー ● テーマパーク・レジャー施設利用 ● スポーツ＆カルチャー
地域事業	● 会員交流事業(旅行、観劇、食事会等) …… ③ ● 地域開発メニュー
ソウェルクラブ“クラブオフ”	● 宿泊施設・レジャー施設利用 ● グルメ・ライフサポート ● ビューティ&スポーツ
広報活動事業	● ハンドブック、情報誌、手帳等

(注) 暫定契約中は、①健康生活用品の給付、②資格取得記念品の贈呈、③会員交流事業は、利用できません。

2. 加入の申し込み

- ① 加入を希望される場合は、FAXでお申し出ください。
なお、11月1日からのサービスを希望される場合は、お早目にお申し出ください。
FAX: 03-3294-6816
- ② お申し出いただいた法人には、加入に必要な書類を郵送いたしますので、作成のうえ、当クラブに返送してください。
- ③ 登録等の手続き終了後、ソウェルクラブ会員証、ソウェルクラブハンドブック等を送付いたします。

新コースに関するQ&A

Q1

非常勤職員も現在加入(掛金1万円)させている。新コースができるとのことであるが、今までどおりの加入でもよいか。

A1

今までどおりの加入で差し支えありません。

Q2

非常勤職員も現在加入(掛金1万円)させている。新コースに切り替えてよい。ただし、生活習慣病予防健診費用助成を受けているのだがどうか。

A2

来年度の更新時に切り替えることは可能です。ただし、当該職員が生活習慣病予防健診費用助成の対象者であれば、今までの加入をお勧めします。

Q3

従来コース(掛金1万円)に加入している非常勤職員を来年度から新コースにする場合、11月に登録が必要か。

A3

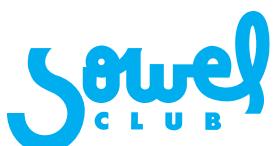
来年度の更新時に切り替えをお願いします。(今年度はそのまま継続)

Q4

派遣職員も新コースの対象となるか。

A4

当クラブの会員は、基本的には雇用されている職員を対象としており、派遣職員は想定していません。ただし、そのような要請があった時には、その都度、当該事業所の事情をお聞きして判断させていただければと思います。



職員の福利厚生はソウェルクラブにお任せください。

●加入のお申し込み・福利厚生に関するご相談は――

TEL ☎ 0120-292-711 FAX ☎ 0120-292-722 http://www.sowel.or.jp/

社会福祉法人福利厚生センター 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビルディング 10階